

「しまねの木」活用建築士・工務店ポイント制度について

I 制度の概要

「しまねの木」活用建築士・工務店（以下、「認定建築士」・「認定工務店」という）を対象に、県産木材使用実績等に応じてポイントを交付し、獲得したポイント数に応じて知事が表彰し広報する制度。

II ポイント制度の詳細

1 ポイント交付方法

前年度1年間に木工事が完了した全ての木造建築物のうち、主要構造部が木造であり、かつ県産木材を標準使用量の80%以上使用した建築物の割合に応じて以下のとおりポイントを交付。

県産木材を標準使用量の80%以上使用した建築物を1棟以上施工：1ポイント
" が施工実績全体の50～80%を占める場合：2ポイント
" が施工実績全体の80%以上を占める場合：3ポイント

2 対象建築物等

(1) 共通

- 住宅（新築・増改築）及び非住宅建築物（新築）。
- 主要構造部が鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造の場合、主要構造部が木造の部分について県産木材使用割合を算出。

(2) 認定建築士

- 施主（工務店を含む）と直接設計に関する契約をするか、認定建築士が主となって設計する建築物。
- 一つの建築物に対し複数の認定建築士が設計に携わった場合、そのうちの2名までが対象建築物を実績として申請可能。
- 複数の建築士事務所による共同設計もしくは共同企業体（JV）による木造建築物について、契約書等に記載された全ての建築士事務所（一つの建築士事務所につき、設計に携わった2名まで）が、対象建築物を実績として申請可能。

(3) 認定工務店

- 施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築し、木材調達権限が施工工務店にある建築物。
- 共同企業体（JV）による木造建築物について、契約書等に記載された全ての認定工務店が、対象建築物を実績として申請可能。

3 ポイント獲得数と名称

- 3ポイント以上：「しまねの木」活用ブロンズ建築士・工務店
- 6ポイント以上：「しまねの木」活用シルバー建築士・工務店
- 9ポイント以上：「しまねの木」活用ゴールド建築士・工務店

4 特典

- 認定証を贈呈（ブロンズ建築士・工務店以上）
- 県HPで紹介（シルバー建築士・工務店以上）
- 知事から認定証を贈呈（ゴールド建築士・工務店）

5 体制確認

各名称を付与された認定工務店について、以下のとおり県産木材を安定的に使用する体制が継続されているか定期的に確認。

- 各ランクで3年間経過した際にグループ申請書を更新。
- シルバー・ゴールド工務店にランクアップする際にグループ申請書を更新。
- グループ更新の際、その時点で県産木材の取引実績がある全ての製材工場を記載。